

NPO法人わんだん 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人わんだんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、犬を中心とした動物の救護活動、動物と暮らせる施設の運営、動物の愛護や飼養方法に関する情報を提供し普及啓発を行う事業を行い、子どもから高齢者まで動物を愛護し共に暮らす思想の定着を図り、もって人と動物の福祉の増進と、人と動物が共生して健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する情報提供、広報啓発事業
 - (2) 動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する相談事業
 - (3) 保護犬等の動物の里親への譲渡事業
 - (4) 動物の一時預かり・保管等の保護活動事業
 - (5) 保護犬・地域猫等に対する飼育動物診療施設の運営事業
 - (6) 動物を介在させた高齢者、子どもの福祉事業
 - (7) 動物と共生できる施設及びサービスに関する企画、助言及び運営事業
 - (8) 動物を飼養する高齢者のための財産管理、各種契約締結及び各種申請等のサポート事業
 - (9) 動物を飼養する高齢者の任意後見及び任意後見監督人の受任、指導及び育成事業
 - (10) 動物を飼養していた方の遺言執行、その後の動物の飼養等死後事務受任事業
 - (11) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 街頭募金活動事業
 - (2) ペットホテル、トリミングサロン等動物の保管事業

(3) 飼育動物診療施設の運営事業

(4) キッチンカーその他飲食店の経営及びコンサルティング事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) 法令、定款に違反したとき。

(2) この法人の目的趣旨に違反し、又は名誉を傷つける行為があったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は、理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事

は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) 名誉会員の入会
- (9) 役員の職務
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次

の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に係る資産の二種とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の主たる事務所は、東京都荒川区南千住三丁目2番12号に置く。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	友弘 裕規
副理事長	岩崎 和徳
理 事	江尻 楓
監 事	羽田 美結
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 正会員（個人） 6,000円

正会員（団体） 36,000円

賛助会員（個人） 1口 1,000円（1口以上）

賛助会員（団体） 1口 30,000円（1口以上）

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人わんだん

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	☒ 理事 ☐ 監事	トモヒロ ユウキ		有 ☐ 無 ☐	理事長
		友弘 裕規			
2	☒ 理事 ☐ 監事	イワサキ カズノリ		有 ☐ 無 ☐	副理事長
		岩崎 和徳			
3	☒ 理事 ☐ 監事	エジリ カエデ		有 ☐ 無 ☐	
		江尻 楓			
4	理事 ☒ 監事	ハダ ミユウ		有 ☐ 無 ☐	
		羽田 美結			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

NPO法人わんだん

1 事業実施の方針

特定非営利活動に係る事業として相談事業及び情報提供事業等、動物の一時預かり等の保護活動事業、その他事業として動物の保管事業を組織化して実施し、当法人の基礎の確立に努める。また、事業拡大のための準備活動も併せて行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【6870】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する情報提供、広報啓発及び募金活動事業	ウェブサイトを作成・更新して、多く寄せられる相談とその対応方法など、動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する問題とその解決や、解決につながる制度・仕組みの紹介などの情報提供及び広報啓発活動と募金活動をする。	通年	法人事務所	3名	ウェブサイト閲覧者	不特定多数	480
動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する相談事業	ウェブサイト、メール、電話等により、動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する相談を受け付け、これに回答し、各種支援制度の案内・利用支援や支援団体につなげるなどの対応を行って支援する。	通年	法人事務所	3名	動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に悩んでいる人	不特定多数	540
保護犬等の動物の里親への譲渡事業	引き取り手のいない動物の里親を探す譲渡会の実施	通年	法人事務所	3名	動物を引き取りたい人	不特定多数	120
動物の一時預かり・保管等の保護活動事業	動物を保護し、一時的に預かる施設の運営	通年	法人事務所	8名	動物を飼えなくなった人、動物を保護したい人	不特定多数	5400

保護犬・地域猫等に対する飼育動物診療施設の運営事業	飼育動物診療施設の開設のための準備活動	通年	法人事務所	5名	保護犬、地域猫等に治療を受けたい人及び住民	不特定多数	30
動物を介在させた高齢者、子ども等の福祉事業	動物を介在させる心の癒やしとなるセラピー等の体験会開催	1回／年	法人事務所	3名	高齢者、子どもとその家族	不特定多数	60
動物と共生できる施設及びサービスに関する企画、助言及び運営事業	動物と共生できる施設、動物と一緒に暮らす人の生活支援サービスに関する相談会の実施	1回／年	法人事務所	3名	動物を飼養している人とその家族	不特定多数	60
動物を飼養する高齢者の財産管理、各種契約締結及び各種申請等のサポート事業	動物を飼養する高齢者の財産管理、各種契約締結及び各種申請等に関する相談会の実施	1回／年	法人事務所	3名	動物を飼養している高齢者とその家族	不特定多数	60
動物を飼養する高齢者の任意後見及び任意後見監督の受任、指導及び育成事業	動物を飼養する高齢者の任意後見に関する相談会の実施	1回／年	法人事務所	3名	動物を飼養している高齢者とその家族	不特定多数	60
動物を飼養していた方の遺言執行、その動物の飼養等死後受任事業	動物を飼養している方の遺言作成、死後事務委任に関する相談会の実施	1回／年	法人事務所	3名	動物を飼養している人とその家族	不特定多数	60

(2) その他の事業

(事業費の総費用【2370】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
街頭募金活動事業	駅前その他街頭での募金活動	随時	東京都内の駅前等	3名	150
ペットホテル、トリミングサロン等動物の保管事業	動物の保管事業のため第一種動物取扱業施設の運営	通年	法人事務所	5名	2100
飼育動物診療施設の運営事業	飼育動物診療施設の開設のための準備活動	通年	法人事務所	5名	60
キッチンカーその他飲食店の経営及びコンサルティング事業	キッチンカーによる飲食店の経営のための準備活動	通年	法人事務所	5名	60

令和9年度

事業計画書

NPO法人わんだん

1 事業実施の方針

特定非営利活動に係る事業として相談事業及び情報提供事業等、動物の一時預かり等の保護活動事業、その他事業として動物の保管事業、飼養動物診療施設の運営事業とキッチンカーその他飲食店経営事業を組織化して実施し、当法人の基礎の確立に努める。また、事業拡大のための準備活動も併せて行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【13680】千

円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する情報提供、広報啓発及び募金活動事業	ウェブサイトを作成・更新して、多く寄せられる相談とその対応方法など、動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する問題とその解決や、解決につながる制度・仕組みの紹介などの情報提供及び広報啓発活動と募金活動をする。	通年	法人事務所	3名	ウェブサイト閲覧者	不特定多数	480
動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する相談事業	ウェブサイト、メール、電話等により、動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する相談を受け付け、これに回答し、各種支援制度の案内・利用支援や支援団体につなげるなどの対応を行って支援する。	通年	法人事務所	3名	動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関心している人	不特定多数	540
保護犬等の動物の里親への譲渡事業	引き取り手のいない動物の里親を探す譲渡会の実施	通年	法人事務所	3名	動物を引き取りたい人	不特定多数	120
動物の一時預かり・保管等の保護活動事業	動物を保護し、一時的に預かる施設の運営	通年	法人事務所	8名	動物を飼えなくなった人、動物を保護したい人	不特定多数	5400

保護犬・地域猫等に対する診療事業 飼育動物診療施設の運営事業	保護犬・地域猫等に対する飼育動物診療施設の運営	通年	法人の飼養動物診療施設	5名	保護犬、地域猫等に治療を受けさせたい人及び地域住民	不特定多数	6840
動物を介在させる高齢者、福祉事業	動物を介在させる心の癒やしとなるセラピー等の体験会開催	1回／年	法人事務所	3名	高齢者、子どもとその家族	不特定多数	60
動物と共生できる施設及びサービスに関する企画、助言及び運営事業	動物と共生できる施設、動物と一緒に暮らす人の生活支援サービスに関する相談会の実施	1回／年	法人事務所	3名	動物を飼養している人とその家族	不特定多数	60
動物を飼養する高齢者のための財産管理、各種契約締結及び各種申請等のサポート事業	動物を飼養する高齢者の財産管理、各種契約締結及び各種申請等に関する相談会の実施	1回／年	法人事務所	3名	動物を飼養している高齢者とその家族	不特定多数	60
動物を飼養する高齢者の任意後見及び任意後見監督人の受任、指導及び育成事業	動物を飼養する高齢者の任意後見に関する相談会の実施	1回／年	法人事務所	3名	動物を飼養している高齢者とその家族	不特定多数	60
動物を飼養していた方の遺言執行、その飼養動物の死後事務受任事業	動物を飼養している方の遺言作成、死後事務委任に関する相談会の実施	1回／年	法人事務所	3名	動物を飼養している人とその家族	不特定多数	60

(2) その他の事業

(事業費の総費用【11430】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
街頭募金活動事業	駅前その他街頭での募金活動	随時	東京都内の駅前等	3名	150
ペットホテル、トリミングサロン等動物の保管事業	動物の保管事業のため第一種動物取扱業施設の運営	通年	法人事務所	5名	2100
飼育動物診療施設の運営事業	飼育動物診療施設の運営	通年	法人の飼養動物診療施設	5名	2520
キッチンカーその他飲食店の経営及びコンサルティング事業	キッチンカーによる飲食店の経営	通年	法人事務所	5名	6660

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

NPO法人わんだん

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		210,000		0	210,000
正会員受取会費	30,000				
賛助会員受取会費	180,000				
2 受取寄附金		4,500,000		0	4,500,000
受取寄附金	4,500,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		2,400,000		3,960,000	6,360,000
動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する情報提供、広報啓発事業収益	0				
動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する相談事業収益	0				
保護犬等の動物の里親への譲渡事業収益	2,400,000				
動物の一時預かり・保管等の保護活動事業収益	0				
保護犬・地域猫等に対する飼育動物診療施設の運営事業収益	0				
動物を介在させた高齢者、子どもの福祉事業収益	0				
動物と共生できる施設及びサービスに関する企画、助言及び運営事業収益	0				
動物を飼養する高齢者のための財産管理、各種契約締結及び各種申請等のサポート事業収益	0				
動物を飼養する高齢者の任意後見及び任意後見監督人の受任、指導及び育成事業収益	0				
動物を飼養していた方の遺言執行、その後の動物の飼養等死後事務受任事業収益	0				
街頭募金活動事業収益			360,000		
ペットホテル、トリミングサロン等動物の保管事業収益			3,600,000		
飼育動物診療施設の運営事業収益			0		
キッチンカーその他飲食店の経営及びコンサルティング事業収益			0		
5 その他の収益		500		0	500
受取利息	500				
経常収益計		7,110,500		3,960,000	11,070,500
【B】 経常費用					
1 事業費		4,920,000		1,320,000	6,240,000
(1) 人件費					
給料手当	4,800,000		1,320,000		
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	120,000				
(2) その他経費		1,950,000		1,050,000	3,000,000
会議費	90,000				
旅費交通費	180,000		120,000		
施設等評価費用	0		30,000		
減価償却費	180,000				
印刷製本費	240,000				
地代家賃	900,000		900,000		
通信費	360,000				
事業費計		6,870,000		2,370,000	9,240,000
2 管理費					
(1) 人件費		30,000		0	30,000
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	30,000				
(2) その他経費		1,200,000		0	1,200,000
消耗品費	60,000				
水道光熱費	300,000				
通信運搬費	60,000				
地代家賃	600,000				
旅費交通費	120,000				
減価償却費	60,000				
管理費計		1,230,000		0	1,230,000
経常費用計		8,100,000		2,370,000	10,470,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		-989,500		1,590,000	600,500
【C】 経常外収益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		1,590,000		-1,590,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		600,500		0	600,500
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
設立時正味財産額・・・⑥					0
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					530,500

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

NPO法人わんだん

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費		390,000		0	390,000
	正会員受取会費	30,000				
	賛助会員受取会費	360,000				
2	受取寄附金		5,400,000		0	5,400,000
	受取寄附金	5,400,000				
	施設等受入評価益	0				
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金	0				
4	事業収益		8,400,000		17,160,000	25,560,000
	動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する情報提供、広報啓発及び募金活動事業収益	0				
	動物愛護、動物の飼育、動物の医療等に関する相談事業収益	0				
	保護犬等の動物の里親への譲渡事業収益	2,400,000				
	動物の一時預かり・保管等の保護活動事業収益	0				
	保護犬・地域猫等に対する飼育動物診療施設の運営事業収益	6,000,000				
	動物を介在させた高齢者、子どもの福祉事業収益	0				
	動物と共生できる施設及びサービスに関する企画、助言及び運営事業収益	0				
	動物を飼養する高齢者のための財産管理、各種契約締結及び各種申請等のサポート事業収益	0				
	動物を飼養する高齢者の任意後見及び任意後見監督人の受任、指導及び育成事業収益	0				
	動物を飼養していた方の遺言執行、その後の動物の飼養等死後事務受任事業収益	0				
	街頭募金活動事業収益			360,000		
	ペットホテル、トリミングサロン等動物の保管事業収益			3,600,000		
	飼育動物診療施設の運営事業収益			4,800,000		
	キッチンカーその他飲食店の経営及びコンサルティング事業収益			8,400,000		
5	その他の収益		1,000		0	1,000
	受取利息	1,000				
経 常 収 益 計			14,191,000		17,160,000	31,351,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費					
	(1) 人件費		8,520,000		5,520,000	14,040,000
	給料手当	8,400,000		5,520,000		
	役員報酬	0				
	退職給付費用	0				
	福利厚生費	120,000				
	(2) その他経費		5,160,000		5,910,000	11,070,000
	会議費	60,000		120,000		
	旅費交通費	180,000		30,000		
	施設等評価費用	0				
	減価償却費	180,000				
	印刷製本費	240,000				
	地代家賃	2,340,000		2,460,000		
	通信費	360,000				
	材料仕入費	1,800,000		1,500,000		
	リース料	0		1,800,000		
事業費計			13,680,000		11,430,000	25,110,000
2	管理費					
	(1) 人件費		30,000		0	30,000
	役員報酬	0				
	給料手当	0				
	退職給付費用	0				
	福利厚生費	30,000				
	(2) その他経費		1,200,000		0	1,200,000
	消耗品費	60,000				
	水道光熱費	300,000				
	通信運搬費	60,000				
	地代家賃	600,000				
	旅費交通費	120,000				
	減価償却費	60,000				
管理費計			1,230,000		0	1,230,000
経 常 費 用 計			14,910,000		11,430,000	26,340,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			-719,000		5,730,000	5,011,000
【C】 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益	0				
	過年度損益修正益	0				
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損	0				
	災害損失	0				
	過年度損益修正損	0				
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経理区分振替額・・・③			5,730,000		-5,730,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④			5,011,000		0	5,011,000
	法人税、住民税及び事業税・・・⑤					1,040,000
	前期繰越正味財産額・・・⑥					530,500
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥						4,501,500

NPO法人わんだん設立趣意書

1. 趣旨

現在、日本では、核家族化が進むとともに、伝統的な地域社会のあり方は希薄化しつつあり、また高齢化が進み、単身高齢世帯が増加しており、人々の中で、新しい家族としての動物の役割が大きくなっており、人々と動物とがお互いにつながり、そして支え合うための新しい場づくり、仕組みづくりは、現代の大きな課題となっています。

私たちは、広く一般市民を対象として、犬を中心とした動物の救護活動、動物と暮らせる施設の運営、動物の愛護や飼養方法に関する情報を提供し普及啓発を行う事業を行います。この事業により、子どもから高齢者までたとえ災害時であっても動物を愛護し共に暮らすことができる思想の定着を図り、もって人と動物の福祉の増進と、人と動物が共生して健やかに暮らせる地域社会づくりに貢献してまいります。

以上の事業を行うにあたり、法人格を有することにより継続性、安定性を確保し、また、また一般の利益を図る事業の性格に基づき公正・透明性が求められることから、「NPO法人わんだん」を設立することといたしました。

2. 申請に至るまでの経過

令和7年10月以降、数度にわたって本趣旨賛同者が会合を開いて、設立の趣旨、定款、令和8年度及び令和9年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などについての案を審議し、令和8年6月20日に、設立総会を開き、発起人より各種設立事項を、審議の上決定致しました。

令和 8年 7月 22日

設立代表者

氏名 岩崎 和徳